

再雇用規程

(目的)

第1条 この規程は、定年退職者の豊富や職務経験や専門的知識を活用するために実施する再雇用制度に関して、その運用等の基本的な事項を定めることにより、定年退職者の生活の安定に図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第31条に規程する定年年齢まで勤務した職員（有期契約職員は除く）に適用する。

(事前通知)

第3条 協会は、職員は満60歳に達した日の6ヶ月前までに、満60歳定年退職時において、再雇用制度の対象者に該当することが見込まれること、または対象者に該当しないことを事前に通知する。

(再雇用制度の対象者)

第4条 再雇用制度の対象者は、協会を定年退職した者で、かつ満60歳定年退職時において次の各号に掲げる要件を全て満たした者でなければならない。

- ① 定年退職後も協会で勤務に精勤する意欲のある者
- ② 継続して勤続5年以上のもの
- ③ 過去5年間の勤務評価の結果が各年において著しく悪くないもの
- ④ 過去5年間に出勤停止以上の懲戒処分を受けていない者
- ⑤ 退職前1年以内の定期健康診断を受け、又は協会が承認する医療機関による健康診断書により、要注意以上の所見が含まれていない者
- ⑥ 自宅もしくは自己の用意する住居より通勤可能である者

2 満59歳時において再雇用制度の対象者に該当することが見込まれたものが、満60歳定年退職時において前項の要件を満たさなくなったときは、再雇用制度の対象者に該当しない。

3 前第1項及び第2項に該当しない場合でも、協会が特別に必要と認めたときは再雇用することがある。

(再雇用制度適用の申し出)

第5条 第3条の再雇用制度の対象者に該当することが見込まれるとして、事前通知を受けた者で、再雇用制度の適用を受けようとする者は、満60歳の誕生日の属する月の3か月前までに協会に申し出なければならない。

(勤務形態)

第 6 条 勤務形態は次に掲げるものの中で、定年時の本人の能力・技能・経験、及び健康状態、そして本人の希望等を勘案して協会が決定する。

- ① 日給または月給のフルタイム勤務
- ② 日給または時間給のパートタイム勤務

(労働契約期間の原則)

第 7 条 労働契約期間は、原則として 1 年間とする。

(労働日及び労働時間)

第 8 条 労働日及び労働時間は、本人の能力・技能・経験、及び健康状態などを総合的に勘案して個別に決定する。

(給与)

第 9 条 給与は、勤務形態、本人の能力・技能・経験、及び健康状態などを総合的に勘案して個別に決定する。

- 2 賞与及び退職金は支給しない。

(役職者の再雇用の取扱い)

第 10 条 定年退職時において役職を任命されていたものは、定年退職日をもって役職は終了するものとし、再雇用後に役職は引き継がないものとする。但し、協会が特に必要と認めたときは、役職を継続して任命することがある。

(再雇用者の業務)

第 11 条 再雇用者の業務は、定年時の業務を原則とするが、協会の事情を考慮してその都度個別に決定する。

- 2 前項の再雇用者の業務は、協会の事業を考慮して、契約期間の途中においても変更することがある。

(契約の更新)

第 12 条 契約の更新時において、第 4 条の③から⑥のすべてをすべて満たしたものに対して契約の更新を行う。ただし、第 4 条に掲げる要件をすべて満たさない場合でも、協会が特別に必要と認めたときは契約の更新を行うことがある。

- 2 前項の要件を満たさず契約更新を行わない者については、契約終了 2 か月前までに通告する。
- 3 第 1 項に該当し契約の更新を希望する者は、契約期間が終了する 1 か月前までに、協会に申し出なければならない。
- 4 契約更新後の労働日・労働時間、及び賃金などの労働条件は、更新時における能力・技能・

実績、及び健康状態などを総合的に勘案して個別に決定する。

(退職および解雇)

第 13 条 退職及び解雇は、労働契約書及び就業規則の退職、解雇、ならびに懲戒の定めによるものとする。

(改廃)

第 14 条 本規程を改廃する場合には、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

2 この規程は、令和 3 年 6 月 5 日に改正する。